

特別決議

学長選考に教職員の意思反映を求める決議

岐阜大学職員組合 第30回定期大会

2012年10月2日

現学長の任期も半年を残すところとなり、次期の学長を選出する手続きが本格的に始まっています。

法人化以前においては、学長選考の方法として教育職員の直接投票による選挙が行われ、一人ひとりの意思を投票行動で表すことができていました。しかし、法人化以降、選挙は「意向投票」に変更されてしまい、学内外の一部の委員で構成された「学長選考会議」が実質的な権限をもつことになりました。そのことによって、教育職員の投票による意思表示が形式的なものに過ぎなくなってしまうことが懸念されています。

実際、富山大学や北海道教育大学などいくつかの国立大学では、学長選考会議による意向投票の結果を無視した学長選考が強行され、内外からの大きな批判にさらされています。

幸いにして岐阜大学ではそうした事態には至っていませんが、近年、私たち大学構成員の意向を無視した労働条件の変更、非民主的な大学運営が目立ってきています。現学長および執行部は、給与と退職金の大幅な減額を教職員の同意なくして強行しました。そして職員組合からの数度にわたる団交要求を拒否し続けてきました。国や文科省の指示には即座に従い、教職員の切実な願いに対しては無視を続ける学長の姿勢は、いずれ学長選考にも及ぶのではないかと私たちは危惧しています。

大学構成員の意思を蔑ろにした学長選考は、教職員の切実な要求を踏みにじることにつながります。そこで私たち岐阜大学職員組合は、「学長選考会議」に対し以下を要求いたします。

- 1 各候補者が「公開質問状」に誠実に回答するよう促すこと。また、意向投票の判断材料になるような各種情報の公開に努めること。
※「公開質問状」は、岐阜大学職員組合が作成し、公示後に各候補者に回答をお願いしているものです
- 2 意向投票を形式的なものとし、大学構成員の意志が反映した結果として重視すること。
- 3 「学長選考会議」の審議経過を公表すること。

以上